

「GXに向けた政策イニシアティブにおいて留意すべきこと」

国際環境経済研究所理事 東北大学特任教授
U3 イノベーションズ合同会社共同代表
竹内純子

- 制度のロックインに留意すること
 - ✓ 環境政策はスクラップ&ビルドではなく、足し算になりがち。
 - ✓ 制度設計・運用に係る行政組織が肥大化しがち。排出量取引をロビーイングのつぼにしない。(ロビーイングによる歪みはFITで経験済)
 - ✓ FIT制度による賦課金負担を国民は許容しているわけではない。制度設計当初の説明とは大きく異なる負担。

 - 成長は“民が主導”するもの
 - ✓ GX、DXは技術・サービスの進歩が早い。
 - ✓ 成長を主導するのはあくまで民間企業であり、官はその土俵を整えることに注力すべき。
 - ✓ 技術の選択もできる限り民間・市場に委ねること。
 - * 技術中立的なカーボンプライシングが適用される分野以外においては、技術別の支援策は必要（前回既出）。
 - ✓ 但し、大幅な脱炭素化のセオリーは「**需要の電化×電源の脱炭素化**」
 - ・ 電力の排出量取引は、今後の電力需要の増加傾向と整合的たり得るのか？
 - ・ 本来必要なのは、エネルギー間で中立な炭素価格によって、電源の低炭素化・脱炭素化に投資を促すこと。
 - ・ 電力のみの排出量取引は、「FITの二の舞」になりかねない。
→石油やガスなどの化石燃料利用へのロックイン効果を懸念
 - ・ 法的独占無き供給義務残置の状態に排出枠取引が加わる、怪現象。
 - ・ 賦課金と排出量取引の両立には【価格安定化措置】の設計がカギ。
 - * 上限と下限の幅を狭く、かつ、賦課金と取引価格を同水準に。
 - * 取引価格が炭素賦課金の水準を上回った分については、FIT賦課金の相殺に充て、電気代抑制を図ることも一案。
- ＝ 移行債の償還は、炭素賦課金の収入＋排出量取引オークションの下限価格で担保。
排出量取引の下限を超えた部分は、該当産業の脱炭素化支援に充当する。電力では、FIT賦課金の引き下げ。

- ・ 安価な脱炭素電源が潤沢になってくれば、電化は自律的に進むが、各国は政策の後押しでそれを早めている。

【各国の電化促進政策】

ドイツ	建築物エネルギー法により、新築建物には再エネ冷暖房（ヒートポンプ冷暖房による空気熱利用等）の設置が義務化。2026年からは石油・石炭ボイラの設置が禁止
英国	2021年に公表した、「熱・建物戦略」において、2035年以降にガスボイラの新規・更新設置を段階的に廃止する方針を示した
フランス	「建築物における暖房または温水製造設備の設置に関する環境性能の最低基準（2022.1.5）」により、住宅への石油・石炭ボイラの新規・更新設置が実質禁止 建築物環境規制RE2020により、新築戸建住宅への石油ボイラ・ガスボイラの設置が実質禁止。新築集合住宅には猶予期間を設定
米国 ニューヨーク市	2021年12月の建築規制改正により、2023年12月以降の新築建築物で天然ガス使用を禁止。7階建て以上の新築建築物については、2027年から禁止
米国 カリフォルニア州	2023年の新築建築物から適用される「Energy Code 2022」では、住宅および集合住宅に「電化レディ要件（将来の電化システム更新に備えて、新築時に分電盤や電気配線を準備）」を義務化
米国 シアトル市	4階建て以上の新築建築物（商業建物、集合住宅）はガス暖房禁止

- 将来世代に貢献する投資にすること
 - ✓ 米国のインフレ抑制法は、政府収入・支出を調整し、正味で財政赤字を削減⇒現世代からコストをねん出し将来に投資。
 - ✓ 将来世代からの前借りで投資するのであれば、将来世代に貢献する投資であるべき⇒投資効果のKPIに対する説明責任を果たすこと。
- グローバルマーケットへの意識を強く持つこと
 - ✓ 民間企業が参画するのは成長マーケット。
 - ✓ 日本に期待される貢献：COP27 で感じたこと
 - ① データの獲得と提供についてのノウハウ
 - ② 防災技術
 - ③ 高効率技術の提供による削減貢献
 - ✓ 日本からのメッセージ
欧州追随型ではない、「アジア・トランジション」のけん引役兼サポーターとなること。